

令和3年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年9月2日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	檜山裕子	副局長	小倉一仁
------	------	-----	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	宮内一裕	会計管理者	十河貴子
総務課長	水口和洋	総務課副課長	中島正博
振興課長	平尾好孝	振興課副課長	吉田忠弘
税務課長	笠松昭宏	住民課長	瀬田和哉
住民課副課長	芦口正史	住民課副課長	陸平志保
福祉課長	木村陽子	福祉課副課長	芝健治
福祉課副課長	坂本真理子	長寿課長	宮本真里
長寿課副課長	目良大敏	建設課長	栗田信孝

建設課副課長	山根康生	建設課副課長	谷本和久
上下水道課長	谷本誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局長	三浦誠	教育委員会事務局学校給食センター長	前芝由希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 1 号 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議案第 4 8 号 令和 2 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 9 号 令和 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 令和 2 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 令和 2 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 令和 2 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 令和 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 令和 2 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 令和 2 年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 令和 2 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 令和 2 年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第 1 7 報告第 1 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 2 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 1 8 報告第 1 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 2 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 1 9 報告第 1 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 2 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 1 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 2 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 1 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和 2 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 議案第 6 0 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 2 3 議案第 6 1 号 上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 2 4 議案第 6 2 号 上富田町立図書館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 日程第 2 5 議案第 6 3 号 令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 2 7 議案第 6 5 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度 第 1 号 スポーツセンター管理事業 上富田スポーツセンター野球場改修工事）

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回上富田町議会定例会を開会いたします。

教育委員会事務局、平岩副局長より欠席届が出ておりますので、これを許可いたします。

日程に入る前に先立ちまして、5月1日から10月末までのクールビズ期間において、上富田町議会では会議でのノーネクタイ、また町のポロシャツの着用を許可しております。本定例会においても実施させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、議長判断により、会議中、暑いときは上着を取っていただいてもよいことしております。執行部も同様といたします。暑い方は上着をお取りください。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染力の強いデルタ株が猛威を振るい、先の見通しは予断を許さない状況であります。議会といたしましても可能な範囲で対策を講じてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大石哲雄）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番、中井照恵君、6番、吉本和広君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（大石哲雄）

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの14日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は14日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（大石哲雄）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

諸般の報告をいたします。

令和3年6月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

また、本定例会までに提出のありました陳情書につきましては、写しをお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りは、本日9月2日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に、また質問の形式も記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大石哲雄）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日ここに令和3年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、東京オリンピックにつきましては、新型コロナウイルス感染症パンデミックにより、1年間延期となり、今年の開催についても賛否の議論はありましたが、7月23日の開会式から8月8日までの17日間、33競技339種目で熱戦が繰り広げられ、閉会を迎えました。

上富田町におきましても、男子サッカー競技の事前キャンプで、万全なコロナ対策の

下、ホンジュラス代表チームを迎え入れ、充実した合宿が実施できたとのことのお礼の言葉をいただいています。

続いて始まったパラリンピックも、8月24日から9月5日までの13日間、22競技で連日熱戦が行われています。

次に、全国の自治体で始まった新型コロナウイルスのワクチン接種ですが、上富田町では4月25日から開始し、医師会など関係機関のご協力により、60歳以上の方々への接種は7月中に終わることができ、10月初旬には接種希望者の全員に対するワクチン接種を終了できるよう進めています。しかし、夏休みやお盆行事などにより、交流人口が増加し、全国各地で感染者が増加しており、和歌山県内でも7月下旬から感染者が増加を続けており、田辺保健所管内でも感染者が増加しています。

多くの方がワクチン接種によりウイルスへの抗体を持つことで、社会全体が守られる集団免疫が確保され、新たな感染者の発生拡大や感染による風評被害がないようにしたいものです。

また、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

次に、8月中旬から日本列島に停滞した秋雨前線の影響により、局地的に猛烈な雨を降らせ、線状降水帯の発生などで記録的な大雨となり、大雨特別警報が各地に発令されました。今回の豪雨により亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします諸議案は、報告事項として令和3年度一般会計補正予算1件、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告5件、議案として令和2年度一般会計・特別会計等の歳入歳出決算認定11件、令和2年度水道事業会計剰余金処分及び決算認定1件、条例の一部改正3件、令和3年度一般会計補正予算1件、和解及び損害賠償の額の決定について1件、工事請負契約の締結1件の計24議案を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第11号につきましては、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回、補正前の額に112万1,000円を追加し、予算総額を65億1,385万7,000円と定めています。商工費で、地方創生推進事業の清算に伴う過年度交付金返還金で12万1,000円、オリンピック事前キャンプ実施に伴う実行委員会への負

担金として100万円を措置しています。一方、歳入につきましては、繰入金を見込み措置しています。

6月30日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第48号から議案第58号までの11件につきましては、令和2年度上富田町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてであります。

次に、議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を経て剰余金の処分を行うものであります。監査委員の意見をして提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第12号から報告第16号までの5件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものであります。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっております。

なお、令和2年度、決算のそれぞれの比率は、法律で定められている基準内であります。

次に、議案第60号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）と議案第61号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）の2議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号、上富田町立図書館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましては、各地区公民館に図書館の分館を置くとしていますが、現状に合わせるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号につきましては、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回、補正前の額に2億5,493万円を追加し、予算総額を67億6,878万7,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、総務費では、避難所用の備品購入費410万円、本庁舎正面

玄関前の改修工事費 460 万円、さわやか上富田まちづくり寄付金の増加を見込み、返礼品や取扱手数料、基金への積立金など 1 億 8,509 万 7,000 円を措置しています。

民生費では、はるかぜ保育所前の高圧受電引込み設備の修繕費 225 万 5,000 円、なのはな保育所污水管改修工事費 400 万円を措置しています。

土木費では、通学路の安全やその他対策のための工事費 500 万円を措置しています。

教育費では、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策として消毒液や必要物資の購入費として 468 万円、生馬公民館耐震改修においてアスベスト対策として追加工事費 1,100 万円を措置しています。

一方、歳入につきましては、国・県支出金、寄附金・繰入金、諸収入を見込み、措置しています。

次に、議案第 64 号につきましては、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

町道の老朽化したグレーチングにより通行中の自動車のタイヤを破損させたことについてタイヤ相当分の支払いをするため、和解及び損害賠償の額について議決を求めるものです。

次に、議案第 65 号につきましては、工事請負契約の締結について（令和 3 年度 第 1 号 スポーツセンター管理事業 上富田スポーツセンター野球場改修工事）でございます。

今回、3 者の指名競争入札により、長谷川体育施設株式会社関西支店と 8,384 万 9,700 円で契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、スポーツセンターの野球場の内野グラウンドの整備と壁面防護マットの改修などであります。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要であります。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

△日程第 4 報告第 11 号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 4 報告第 11 号、令和 3 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、中島君。

○総務課副課長（中島正博）

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

私からは報告第11号についてご説明をいたします。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第9号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひします。

専決第9号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ112万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1,385万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

19款繰入金、2項基金繰入金、補正前の額に112万1,000円を追加し、2億6,657万5,000円と定めております。

歳入合計では、補正前の額に112万1,000円を追加し、65億1,385万7,000円と定めています。

歳出です。

6款商工費、1項商工費、補正前の額に112万1,000円を追加し、1億4,628万2,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に112万1,000円を追加し、65億1,385万7,000円と定めています。

次、3ページをお願ひします。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては、このページから

5 ページまでは恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳について説明いたしますので6 ページをお願いいたします。

6 ページ、下のほうの歳出のほうからご説明をいたします。

3 歳出です。

6 款商工費の1 項商工費、1 目商工業振興費で1 2 万 1, 0 0 0 円の追加。2 目観光振興費で1 0 0 万円の追加。合計1 1 2 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。主なものは、2 目観光振興費のナショナルチームキャンプサポート実行委員会の負担金、東京オリンピックに出場されるホンジュラスチームの受入れの実行委員会への負担金を措置するものでございます。

続きまして、上のほう、歳入でございます。

1 9 款繰入金の2 項基金繰入金、1 目さわやか上富田まちづくり基金繰入金で1 0 0 万円。4 目財政調整基金繰入金で1 2 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。4 目財政調整基金につきましては、今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

以上が、今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△日程第5 議案第48号～日程第21 報告第16号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第5 議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第21 報告第16号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和2年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで17件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

会計管理者、十河君。

○会計管理者（十河貴子）

おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第48号から議案第59号につきまして説明させていただきます。

なお、議案番号に従い、それぞれの会計の収支状況につきまして順を追って説明するのが本意ではありますが、参考資料として決算総括表を添付しておりますので、後ほど参考資料により説明させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、各議案につきまして説明させていただきます。

議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次の議案をお願いいたします。

議案第49号、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第50号、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第51号、令和2年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第52号、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第53号、令和2年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第54号、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第55号、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第56号、令和2年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第57号、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第58号、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、朝来財産区管理者、上富田町長奥田誠。

次をお願いいたします。

議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度上富田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、令和2年度上富田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書をつけ

て議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

それでは次に、参考資料の決算総括表により収支状況を説明させていただきます。参考資料をお願いいたします。

令和2年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表でございます。

議案第48号の一般会計につきましては、歳入総額85億6,680万760円、歳出総額84億6,986万3,631円、歳入歳出差引額9,693万7,129円、うち翌年度繰越財源額1,928万8,000円、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく7,764万9,129円でございます。

次に、議案第49号の国民健康保険事業につきましては、歳入総額18億8,359万2,696円、歳出総額18億7,870万6,734円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく488万5,962円でございます。

次に、議案第50号の宅地造成事業につきましては、歳入総額1億5,076万7,221円、歳出総額2億4,881万1,517円、歳入歳出差引額、実質収支額はマイナス9,804万4,296円でございます。これにつきましては、令和3年度からの繰上充用で補填措置をしております。

次に、議案第51号の宅地取得資金貸付事業につきましては、歳入総額226万6,600円、歳出総額29万5,795円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく197万805円でございます。

次に、議案第52号の住宅新築資金貸付事業につきましては、歳入総額304万8,940円、歳出総額1,403万3,510円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナス1,098万4,570円でございます。これにつきましては、令和3年度からの繰上充用で補填措置をしております。

次に、議案第53号の奨学事業につきましては、歳入総額649万1,373円、歳出総額649万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく373円でございます。

次に、議案第54号の農業集落排水事業につきましては、歳入総額、歳出総額とも同額の1億9,465万5,058円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともゼロでございますので、繰越しはございません。

次に、議案第55号の公共下水道事業につきましては、歳入総額1億9,886万4,608円、歳出総額1億9,277万5,633円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく608万8,975円でございます。

次に、議案第56号の介護保険につきましては、歳入総額16億7,984万7,3

45円、歳出総額16億3,171万3,201円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく4,813万4,144円でございます。

次に、議案第57号の後期高齢者医療につきましては、歳入総額3億3,194万5,139円、歳出総額3億2,931万6,219円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく262万8,920円でございます。

次に、議案第58号の朝来財産区につきましては、歳入総額776万4,232円、歳出総額663万5,178円、歳入歳出差引額、実質収支額及び翌年度繰越額とも同じく112万9,054円でございます。

次に、議案第59号の水道事業で、収益的収入及び支出につきましては、歳入総額5億3,709万9,374円、歳出総額4億3,069万5,715円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じく1億640万3,659円でございます。なお、当年度純利益は1億152万9,722円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、歳入総額7,643万8,958円、歳出総額1億8,781万3,198円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも同じくマイナス1億1,137万4,240円でございます。こちらにつきましては、減債積立金で補填措置をしております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは報告第12号から報告第16号につきましてご説明をいたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度の決算における健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の意見書をつけて議会に報告するものです。

それでは、報告第12号でございます。

報告第12号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和2年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。

内容でございます。①の実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の比率でございます。2年度決算においては、黒字で実質赤字額がありませんので、横棒表示としてございます。なお、早期健全化基準は15%でございます。

②の連結実質赤字比率は、普通会計と特別会計及び地方公営企業会計全てを合計しての財政赤字の比率でございます。2年度決算におきましては、黒字で連結実質赤字額がありませんので、横棒表示としてございます。なお、早期健全化基準は20%でございます。

③の実質公債費比率につきましては、元利償還金等がどの程度の負担なのかを示す指標でございます。普通会計、特別会計、公営企業会計の全ての会計と、上富田町が加入している一部事務組合の元利償還金のうち本町が負担している部分を合計して計算した数字で判断いたします。

実質公債費比率は平成30年度から令和2年度までの3か年度の平均で計算いたします。その結果14.1%となり、元年度が14.7%でしたので、0.6ポイント改善してございます。早期健全化基準は25%ですので、財政は健全だと言えます。ただし、起債制限比率という早期健全化基準よりは低い18%というハードルがございまして、これを超えますと、起債について県から許可が必要になり、許可していただく代わりに指導が入ることになっております。

今後のシミュレーションでは、令和5年から6年度あたりにかけて16%に近づく試算をございまして、健全ではございますが、今後の動向を十分注意しておるところでございます。

続きまして、④将来負担比率。こちらは一般会計が将来支払わなければならない起債の残高がどれくらいなのかを示した指標です。上富田町の一般会計、特別会計、一部事務組合に加え、地方公社や第三セクターなども含めたものが対象となっておりますが、本町の場合、該当する地方公社や三セクはございません。2年度決算における将来負担比率は59.5%となっております。元年度が79%でしたので、約20ポイントの改善となっております。なお、早期健全化基準は350%でございますので、財政は健全だと言えます。

以上のとおり、上富田町の令和2年度決算における健全化判断比率は4つの指標とも早期健全化基準以下となっており、財政は健全だと言えます。

続きまして、報告第13号から第16号につきましては、公営企業会計の資金不足比率につきましても報告でございます。特別会計ごとに赤字かどうかを判断するもので、対象となる公営企業は宅地造成事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業の4つでございます。経営健全化基準は、全ての会計で20%でございます。

それでは、報告第13号でございます。

報告第13号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。

宅地造成事業につきましては、令和2年度決算におきましては、元年度と比べまして収支自体は大きく改善して赤字額も1億円を切りましたけれども、赤字は赤字でございます。しかし、所有する土地の販売収入見込額、これは2年度、約3億円ございますので、こちらを充当して計算するルールがございまして、その結果、約2億円の資金剰余額が出るものでございます。このため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第14号をお願いいたします。

報告第14号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。

農業集落排水事業につきましては、令和2年度決算における歳入から歳出を差し引いた資金剰余額はゼロとなっておりますため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第15号でございます。

報告第15号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。

公共下水道事業につきましては、令和2年度決算における資金剰余額は約600万円となっておりますため、資金不足比率は横棒表示となっております。

続きまして、報告第16号をお願いいたします。

報告第16号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和2年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページは、監査委員さんの審査意見書でございます。

水道事業につきましては、令和2年度決算における資金剰余額は7億7,400万円余りとなっておりますため、資金不足比率は横棒表示となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員の報告をお願いします。

12番、木本眞次君。

○12番（木本眞次）

それでは、私から監査報告をいたします。

令和2年度の決算審査並びに財政健全化審査を行いましたので、報告いたします。

まず、各会計の決算審査の報告をいたします。

8月3日から24日までの期間、各会計にわたり、中松代表監査委員とともに12会計の決算審査を行いました。各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査をいたしましたところ、各会計にわたり係数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、令和元年度の一般会計決算額について歳入総額85億6,680万760円、歳出総額84億6,986万3,631円、歳入歳出差引額9,693万7,129円となっており、前年度より9,514万2,519円減額となっています。なお、これには繰越明許費が1,928万8,000円含まれております。実質収支は、前年度と比べ約9,500万円減の7,769万9,129円となっております。厳しい財政状況が続く中、引き続き行財政改革を継続されるよう求めるものであります。

続きまして、歳出の内容ごとの決算額を申し上げます。

議案第48号をご覧ください。

まず、消費的経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の様々な事業を行った結果、

補助費等が前年度比188.9%増の29億7,512万円となっています。

人件費につきましては、従来、人件費の計算方法が変わり、扶助費から移し替えた部分があり、前年度比26%増の10億2,800万円となりました。

扶助費につきましては、前年度比6%減の9億4,328万円となりました。幼児教育の無償化等で増額をしている部分もありますが、先ほど申し上げた人件費の計算方法が変わったことから、差引きで前年度比減少したものです。

続いて、投資的経費につきましては、小中学校のトイレ改修工事等がございましたが、前年度比36%減の5億9,397万円となっております。

今後においても、財政環境は依然不透明で厳しい状況下であり、義務的経費の縮減はもとより、長期的、計画的な投資計画の下、引き続き歳出において経費の抑制を図り、財政構造の改善を図られるよう要望しております。

また、歳出全般では、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率は89%と前年度から少し悪化しました。実質公債費比率については14.1%となり、前年度から改善しましたが、引き続き苦しい状況が続いています。

次に、歳入全般について、自主財源の構成比は30.1%、依存財源の構成比は69.9%となっております。新型コロナ対策の国や県からの補助金が増額したためですが、今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望しております。

次に、町税についてです。

全体の徴収率は96.4%と昨年と比べて少し悪化、収入未済額は5,685万988円となっております。コロナ禍対応で幾つかの税目で徴収猶予措置が取られ、そのために減額しているものです。とはいえ、使用料等も含めた一般会計全体として見ると、徴収率が改善している科目もある一方で悪化しているものもあり、収入未済額の合計も6,350万663円と前年度比で増えております。未収金の徴収につきましては、厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望しております。

次に、一般会計の令和元年度の町債残高は65億5,519万9,396円で、前年度に比べ3%、約2億円の減となっております。令和2年度の町債の借入額は4億2,069万7,000円で、臨時財政対策債、紀南環境広域最終処分場建設事業債が主なものであります。年度末現在高は減少しましたが、今後も厳しい財政運営が続くと予想されます。よって、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望しております。

次に、議案第49号、特別会計国民健康保険事業です。

歳入総額は18億8,359万2,696円、歳出総額は18億7,870万6,734円となり、差引き488万5,962円の黒字となっています。国民健康保険税の徴収率に関しては85.3%と若干改善しておりますが、依然低い水準であることから、徴収率の向上に一層努められるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図られるよう要望いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業です。

令和2年度の赤字額は9,404万4,296円となり、赤字額が減少しているものの、多額の赤字が恒常化しています。保有財産の処分を含む年次計画を着実に実行し、引き続き財政健全化に向け取り組まれるよう要望しております。

次に、特別会計宅地取得資金貸付事業及び住宅新築資金等貸付事業です。

これら会計の未収金につきましては、年々回収困難物件の割合が高くなっていく中、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において回収不能物件審査会を開催し、回収可能物件との整理をし、より効率的、集中的な回収業務に努め、未収金の減額に努めていくよう要望しております。

次に、議案第57号、特別会計後期高齢者医療です。

徴収率につきましては99.7%と、前年度より少し悪化しました。未収金の減額に努めていくよう要望しております。

次に、議案第59号、水道事業会計です。

令和2年度につきましては1億152万722円の純利益を計上しております。今後とも経費の節減に取り組むとともに、施設の再点検を実施し、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図り、日常生活に不可欠な水道の安定供給に一層努力されるよう要望いたしております。

なお、その他の特別会計につきましても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出しております審査意見書に個別の意見を添付していますので、お見通しください。

さて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。報告第12号から第16号でございます。実質公債費比率は14.1%。将来負担比率については59.5%と前年度と比べ改善しております。また、早期健全化基準と比較するとこれを下回っていますが、今後の地方債の借入れに関して十分留意されるよう要望いたしております。

結びに、今後は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域経済への影響により、税収の減少等、本町の財政環境はますます厳しい状況となることが想定されます。したがって、今後も不要不急な事務事業の見直し等、歳出削減に一層努力していただく

ことを要望しております。

以上で、令和2年度決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

これをもって監査委員の報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時07分

○議長（大石哲雄）

再開します。

監査委員により、読み間違いの訂正申出がありますので、これを許可いたします。

監査委員、木本眞次君。

○12番（木本眞次）

大変失礼をいたしました。

1ページと3ページと4ページで少し間違えましたので、再度訂正させていただきます。

まず、1ページの真ん中のほうにあります「さて、令和元年度」と申しましたけれども、これは「令和2年度の一般会計決算額」ということに訂正をしていただきたいと思っております。

そして、3ページ目の下のほうから「次に、一般会計の」、先ほど令和元年と申しましたけれども、「令和2年度の町債残高」に訂正をしていただきたいと思っております。

それと、4ページ目の真ん中ぐらいに「令和2年度の赤字額は」、先ほど九千四百何がしと申しましたけれども、実際は「9,804万4,296円」に訂正していただきたいと思っております。

以上でございます。大変失礼をいたしました。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第5 議案第48号、令和2年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第16 議案第59号、令和2年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件までの12件につきましては、10

人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第59号につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長、町監査委員を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時19分

○議長（大石哲雄）

再開します。

決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、報告いたします。

委員長に5番、中井照恵君、副委員長に3番、家根谷美智子君が就任されました。委員長をはじめ委員の皆さん、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

続けて、議事に入ります。

先ほど報告のありました日程第17 報告第12号から日程第21 報告第16号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものであります。この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

質疑については、報告第12号から報告第16号までの5件を一括で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

それでは、報告5件について一括で質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

報告第12号から報告第16号の件につきましては以上で終わります。

△日程第22 議案第60号～日程第27 議案第65号

○議長（大石哲雄）

続いて、日程第22 議案第60号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の件から日程第27 議案第65号、工事請負契約の締結について（令和3年度 第1号 スポーツセンター管理事業 上富田スポーツセンター野球場改修工事）の件まで6件を一括議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、水口君。

○総務課長（水口和洋）

議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例で引用しております「法第19条第10号」が「第11号」に変更となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するとしてございます。

参考資料としまして新旧対照表を2ページに添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは議案第61号についてご説明申し上げます。

議案第61号、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

上富田町個人情報保護条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月2日提出、上富田町長、奥田誠。

次のページをお願いいたします。

上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町個人情報保護条例の一部改正。

上富田町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に変更し、また、本条例で引用しています「法第19条第7号」から「第8号」に、「第8号」を「第9号」に変更となることから、本条例の一部を改正するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用すると定めております。

2ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会事務局長、三浦君。

○教育委員会事務局長（三浦 誠）

私からは議案第62号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第62号、上富田町立図書館設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町立図書館設置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

上富田町立図書館設置に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町立図書館設置に関する条例の一部改正。

上富田町立図書館設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

次のページの新旧対照表においてご説明いたします。

設置に関する条例として、第2条第2項に、図書館の市ノ瀬分館についての建物の位置づけを明確にするものでございます。この建物は、平成元年に旧市ノ瀬小学校の図書館から移管された建物でございます。本来なら移管されたときに設置について定めるべきところでしたが、今回の9月議会にて図書館分館として位置づけるものでございます。また、各地区公民館において図書館の分館を置くとなっておりますが、現状として図書館の分館としての機能がなく、条例に合わない現状にありますので、各地区公民館の図書館分館については削除させていただきます。

附則としまして、公布の日から施行すると定めております。

何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、中島君。

○総務課副課長（中島正博）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第63号についてご説明をいたします。

議案第63号、令和3年度上富田町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,493万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,878万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

15款国庫支出金、補正前の額に404万6,000円を追加し9億4,253万8,000円と定めています。16款県支出金、補正前の額に261万3,000円を追加。18款寄付金、補正前の額に1億2,000万円を追加。19款繰入金、補正前の額に1億2,777万1,000円を追加。21款諸収入、補正前の額に50万円を追加。歳入合計では、補正前の額に2億5,493万円を追加し67億6,878万7,000円と定めています。

歳出です。

2款総務費、補正前の額に2億36万8,000円を追加し10億427万9,000円と定めています。3款民生費、補正前の額に686万5,000円を追加。4款衛生費、補正前の額に96万8,000円を追加。6款商工費、補正前の額に134万7,000円を追加。7款土木費、補正前の確認760万円を追加。8款消防費、補正前の額に70万円を追加。9款教育費、補正前の額に1,810万7,000円を追加。10款災害復旧費、補正前の額に100万円を追加。11款公債費、補正前の額に1,797万5,000円を追加。歳出合計では、補正前の額に2億5,493万円を追加し67億6,878万7,000円と定めております。

次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為。

地方公務員の定年延長に伴う例規整備支援事業で、令和4年度までの期間、限度額70万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1総括につきましては、このページから7ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

各内訳につきましては、歳出から説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

14 ページ、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で170万円の追加。先ほどの債務負担行為のところ、地方公務員の定年延長に伴う例規整備支援事業を翌4年度までの事業として計画しておるものでございます。

2 目防災対策費426万2,000円を追加。主なものは17節備品購入費で、防災用備蓄品の購入でございます。

4 目庁舎管理費460万円の追加。庁舎の正面玄関の入り口の外側のタイルの部分、あるいは階段のところ、これを改修するものでございます。

5 目財務管理費300万円の追加。

10 目企画費1億8,509万7,000円。いわゆるふるさと納税の部分、さわやか上富田まちづくり寄付金に関して、返礼品、取扱手数料、基金積立金を措置するものでございます。

以上、総務管理費合計では1億9,865万9,000円を追加しております。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費で161万4,000円の追加。

続いて、2 款総務費、5 項統計調査費、2 目基幹統計調査費で9万5,000円の追加。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費の2 項児童福祉費、4 目保育所費で679万5,000円の追加。主なものは14節工事請負費で、なのはな保育所の污水管の改修工事を措置しております。

5 目児童館費7万円の追加。

以上、児童福祉費合計では686万5,000円の追加でございます。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費で96万8,000円の追加。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工業振興費で14万7,000円の追加。

2 目観光振興費で120万円の追加。

合計で134万7,000円の追加でございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路橋梁維持費560万円の追加。主なものは、14節工事請負費で、道路の維持補修工事請負費を措置しております。

次のページをお願いします。

同じ道路橋梁費の4 目道路橋梁改良費200万円の追加。

道路橋梁費としての合計が760万円の追加でございます。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費70万円の追加。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目小学校管理費で544万5,000円の追加。主な

ものは、10節需用費で、消耗品になります。アルコール消毒液等、感染予防経費の消耗品を購入するものでございます。

2目小学校教育振興費16万2,000円の追加。

小学校費合計では560万7,000円の追加でございます。

3項中学校費、1目中学校管理費100万円の追加。小学校と同様、感染予防のための消耗品を購入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費、3目公民館費1,100万円の追加。14節工事請負費で、生馬公民館の耐震改修工事を措置するものでございます。

6目図書館運営費50万円の追加。

合計で1,150万円の追加でございます。

6項保健体育費、これは財源内訳の変更でございます。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目単独災害復旧事業費100万円の追加。

11款公債費、1項公債費、1目元金で1,772万5,000円。

2目利子で1万5,000円。

3目公債諸費で23万5,000円。こちら、繰上償還に伴いまして、元金、利子、それから繰上償還に伴う補償金を措置するものでございます。

公債費の合計が次のページで1,797万5,000円を追加してございます。

次のページ、24ページは、今回の補正を反映しました給与費明細書です。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入の説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入でございます。

15款国庫支出金の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で124万5,000円の追加。

6目教育費国庫補助金で280万円の追加。こちら、先ほどの歳出のほうにございます学校の感染予防に対する経費を学校保健特別対策事業費の補助金を充当するものでございます。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費補助金で245万円の追加。わかやま防災力パワーアップ補助金とございますが、歳出では防災の備蓄品の購入費に充当するものでございます。

5目教育費県補助金7万1,000円の追加。

16款県支出金。16款は同じです。失礼しました。

3項委託金、1目総務費委託金9万2,000円の追加。

次のページをお願いいたします。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金1億2,000万円の追加。いわゆるふるさと納税、さわやか上富田まちづくり寄付金の増額を措置するものでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目さわやか上富田まちづくり基金繰入金6,629万7,000円の追加。これは、ふるさと納税の部分の基金の繰入れになります。

2目小規模事業者経営改善資金利子補給基金繰入金14万7,000円の追加。

4目財政調整基金繰入金5,932万7,000円。こちらにつきましては、今回の補正において必要な一般財源を補填するものでございます。

19款繰入金の中で、3項財産区繰入金、2目土木費繰入金200万円の追加。こちら、町道汗川線の道路改良費におきまして市ノ瀬財産区のほうから繰入金を頂くものでございます。

次のページをお願いします。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入で50万円の追加。子ども活動支援補助金といたしますが、ライフ財団と言われる財団から子供の活動のために50万円の交付金を頂くものでございます。

以上が、今回の予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

建設課副課長、山根君。

○建設課副課長（山根康生）

私からは議案第64号についてご説明いたします。

議案第64号、和解及び損害賠償の額の決定について。

令和3年6月18日、町道上で発生した車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

1、和解及び損害賠償の相手方。

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来212番地の4。

有限会社井谷運送、代表取締役井谷康司。

2、和解及び損害賠償の理由。

本件は、令和3年6月18日に和歌山県西牟婁郡上富田町朝来3879番地の14の前面道路を車で走行中、側溝を通過した際にタイヤがパンクした。側溝に設置している

グレーチングの老朽化が事故の原因と考えられることから、町が相手方に対して車の修理費用を賠償する義務があることを認め、和解するものである。

3、和解及び損害賠償の内容。

(1) 町は、本件に伴う損害賠償として、全国町村会総合賠償補償保険により保険会社から車の修理費用の金3万9,050円を修理業者へ支払う。

(2) 相手方と町の間、本件について、(1)に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

振興課長、平尾君。

○振興課長（平尾好孝）

それでは、議案第65号を説明いたします。

工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した令和3年度 第1号 スポーツセンター管理事業 上富田スポーツセンター野球場改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。令和3年度 第1号 スポーツセンター管理事業 上富田スポーツセンター野球場改修工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。一金8,384万9,700円。

4、契約の相手方。大阪府中央区谷町2丁目3番4号、長谷川体育施設株式会社関西支店、執行役員支店長稲田文夫。

令和3年9月2日提出、上富田町長奥田誠。

今回の改修は、平成7年以来、約25年間、野球場を使っているんですが、老朽化に伴う野球場の内野の改修及び周辺の壁面のラバー、クッションカバーがあるんですが、それが硬直化してきたことによる改修の工事であります。

次のページに工事請負契約の仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

なお、その裏面の最後の条文をご覧ください。

本契約の確定。

第59条の2。この契約は、上富田町議会の議決があったときに、この契約と同一の

条項により、本契約を締結したものとしております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は9月10日午前9時00分となっておりますので、ご参集願います。ありがとうございました。

延会 午前10時45分